

らせ



都留市小規模企業者 小口資金融資

この融資制度は、市内小規模企業者の信用力および担保力の不足を補い、これらの方に対する事業資金の融資を促進し、もって小規模企業者の経営の安定に資することを目的とした制度です。

○以下の条件を満たしていれば、この制度を利用できます。

① 常時使用する従業員数が20名（商業またはサービス業を主たる事業とする方にあっては5名）以下の会社、若しくは個人であること。

② 個人にあっては、信用保証委託の申し込み日以前1年以上市内に居住し、県内に店舗、工場または事業所を有していること。

③ 法人にあっては、信用保証委託の申し込み日以前1年以上市内に店舗、工場または事業所を有していること。

④ 信用保証委託の申し込みの日以前1年以上同一の業種に属する事業を行っていること。

⑤ 事業税または市民税の所得割のいずれかについて、信用保証委託の申し込み日以前1年間に於いて、納期が到来した税額を完納していること。

○この制度には、普通資金と緊急資金の2種類あります。

普通資金—運転資金および設備資金

貸付金額 750万円以内

貸付期間 運転資金3年以内

設備資金5年以内

貸付利率 市の定めるところによりますが、平成10年2月1日現在

3年以上2.9%

3年未満2.7%（変動利率）

償還方法 運転資金については、2ヵ月据え置き3ヵ月以内、設備資金については2ヵ月据え置き58ヵ月以内で元金均等の分割払いとする。

緊急資金—小規模企業者が緊急に必要なとする運転資金

貸付金額 50万円以内

貸付期間 1年以内

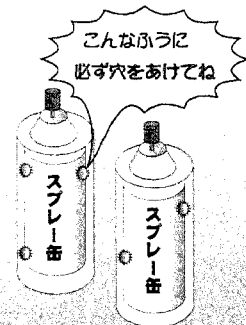
貸付利率 市の定めるところによりますが、平成10年2月1日現在2.7%（変動利率）

償還方法 2ヵ月据え置き10ヵ月以内とし、元金均等の分割払いとする。

問合せ先 商工観光課

使用

済みのスプレー缶は、穴をあけて中身のガスを完全に抜きとってから出しましょう。中身が残っていると、収集車や焼却炉で爆発のおそれがあり大変危険です。



能力開発センター 講座・訓練生募集

パソコン講座・表計算マクロ機能

日程 3月9・10・12・13・16・17日

時間 午後6時～8時50分

定員 20名 受講料 2,100円

ワープロ講座・初級(3回目)

日程 3月16・17日

時間 午前9時～午後4時

定員 10名 受講料 2,100円

新入社員講座・(3回目)

日程 3月19・20日

時間 午前9時～午後4時

定員 15名 受講料 1,000円

※各講座とも開講日の7日前まで、ただし定員になれば締め切ります。

問合せ先 都留能力開発センター

☎(43)8911

訓練生募集

機械科 10名 服装科 15名

訓練期間 6ヵ月(4月8日～9月25日)

対象者 離職者、転職希望者など

特典 授業料は無料、雇用保険の受給延長(受給資格者)

応募期間 2月2日(月)～3月20日(金)

応募方法 願書、履歴書、健康診断書を提出

※用紙は当センターおよび各職業安定所にあります。

問合せ先 都留能力開発センター

☎(43)8911

大月公共職業安定所

☎(22)2611

ハローワーク都留

☎(43)5141

みんなの手芸展

日時 2月25日(水)～3月1日(日)

午前10時～午後5時

最終日は午後4時まで

場所 郡内地域産業振興センター

富士吉田市上吉田2277-3

主催 みんなの手芸展実行委員会

問合せ先 郡内地域産業振興センター

☎0555(24)4406

(担当) 柁原、流石

年金受給者の皆さんへ

毎年誕生月

に提出する現

況届は、受給

者本人や加給

年金対象者に

ついての現況

を、市町村長

の証明を受け

提出すること

となっていました

が平成10年1月からは、受給者の届け出

の負担軽減を図るため、市町村長の

証明を廃止することになりました。

なお、特別支給の老齢厚生年金を

受けている方が、65歳の誕生月に提出

する現況届に類似したハガキ形式

の裁定請求書は、これまでどおり市

町村長の証明が必要です。

問合せ先 市民課 国民年金係

大月社会保険事務所

☎(22)3811

巡回移動県民相談所 開設

県では次のようなことでお困りの方に無料の相談所を開設します。気軽に相談ください。

(行政相談・法律相談・結婚相談・交通事故相談・土地住宅相談)

日時 2月25日(水)

午前10時～午後3時

場所 市役所3階大会議室

問合せ先 市民課 市民生活係

戦没者等の遺族の 皆さんへ

特別弔慰金の請求は

平成10年3月31日までです

平成7年4月1日において、遺族の中に公務扶助料、遺族年金などの受給権を有する者がいない場合に、戦没者などの死亡当時に三親等内であった遺族の方に、特別弔慰金として、額面40万円、10年償還の国債が支給されます。・請求の受け付けは、平成10年3月31日までです。

問合せ先 市福祉事務所